

厚岸町規則第8号

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則の一部を改正する規則

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則（平成19年厚岸町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3子」を「第2子」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 第2子以降の子 現に1人以上の児童（父又は母の前配偶者との間に生まれた子及び養子を含み、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）を養育している世帯で、さらに第2番目以降に生まれた子（養子を含み、死産を除く。）という。

第3条中「第3子」を「第2子」に改める。

別記様式第3号中

「 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

」

「
なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、先の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、先の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
を
に改める。」

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。